

公 聴 会

日 時 令和5年12月22日(金)
10時00分～10時30分

場 所 高松市番町四丁目1番10号
県庁本館12階 大会議室

公聴すべき案件

内水面漁場計画の作成について

公 示

下記のとおり漁業法第 67 条で読み替えて準用する法第 64 条第 5 項の規定に基づく内水面第一種区画漁業及び内水面第二種区画漁業、内水面第五種共同漁業の内水面漁場計画に関する公聴会及び第 272 回香川県内水面漁場管理委員会を開催する。

令和 5 年 12 月 15 日

香川県内水面漁場管理委員会
会 長 一 見 和 彦

記

(公聴会)

1. 日 時 令和 5 年 12 月 22 日 (金)
10 時 00 分から 10 時 30 分まで
2. 場 所 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県庁本館 12 階大会議室
3. 公聴すべき案件 内水面漁場計画の作成について
4. 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(公述者)は、所属、氏名及び発言内容の要旨を文書で令和 5 年 12 月 19 日(火) 17 時 00 分までに当委員会事務局へ提出してください。

5. 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(注) 上記案件(漁場計画)の内容については、漁場の位置する市町又は香川県農政水産部水産課並びに同課内の香川県内水面漁場管理委員会事務局のうち最寄りの場所で閲覧できます。

(委員会)

1. 日 時 同 上 10 時 30 分から
(公聴会の状況によって開始時間が早まる可能性があります。)
2. 場 所 同 上
3. 議 題
 - 1) 内水面漁場計画の作成について(諮問)
 - 2) 内水面における水産動植物の採捕許可方針(案)について(協議)
 - 3) コイヘルペスウイルス感染症の発生について(報告)
 - 4) その他

第272回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和5年12月22日(金)
10時30分～11時30分

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

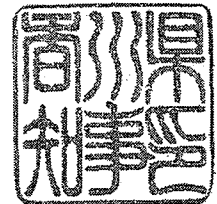
4 議 題

- 1) 内水面漁場計画の作成について(諮問)
- 2) 内水面における水産動植物の採捕許可方針(案)について(協議)
- 3) コイヘルペスウイルス感染症の発生について(報告)
- 4) その他

5 水産第 157310 号
令和 5 年 10 月 31 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人



内水面漁場計画の作成について（諮問）

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 67 条第 2 項で準用する第 64 条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 漁業権に関する事項

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 漁場の位置及び区域 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (2) 漁業の種類 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (3) 漁業の名称及び時期 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (4) 存続期間 | 2 存続期間のとおり |
| (5) 区画漁業権については、
個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (6) 団体漁業権については、
その関係地区 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (7) その他必要な事項 | 別添内水面漁場計画のとおり |

2 存続期間

- | | |
|------------------|---|
| (1) 第五種共同漁業 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで |
| (2) 第一種及び第二種区画漁業 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |
| | 内区第 202 号は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

3 条件 別添内水面漁場計画のとおり

内水面漁場計画(共同漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場		漁業時期	存続期間	関係地区
			位置	区域			
内共第1号	内共第1号	第五種共同漁業	財田川(三豊市 財田町・山本町・ 豊中町、 観音寺市内)	三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺 市観音寺町、三架橋上流端までの財田川本流	1月1日から12月31日まで	R6.4.1~R16.3.31	三豊市、観音寺市

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第201号	内区第201号	第一種区画漁業	安戸池(別紙1)	東かがわ市引田4373-1	11月1日から翌年6月30日まで	R6.4.1~R11.3.31	団体漁業権
内区第202号	内区第202号	第二種区画漁業	安戸池(別紙2)	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R7.3.31	団体漁業権
内区第1号	内区第1号	第三種区画漁業	大池	東かがわ市引田3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第2号	内区第2号	第三種区画漁業	安戸池	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第3号	内区第3号	第三種区画漁業	八幡池	さぬき市長尾町名1672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第4号	内区第4号	第三種区画漁業	堀切池	木田郡三木町水上4369-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第5号	内区第5号	第三種区画漁業	藤池	木田郡三木町水2607	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第6号	内区第6号	第三種区画漁業	西谷池	木田郡三木町中2633	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第7号	内区第7号	第三種区画漁業	蓮池	木田郡三木町中1560	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第8号	内区第8号	第三種区画漁業	男井間池	木田郡三木町池戸1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第9号	内区第9号	第三種区画漁業	牛田池	高松市牟礼町原字上井手西1249番1,同番2,同番3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第10号	内区第10号	第三種区画漁業	羽間下池	高松市牟礼町大町字荒谷1705番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第11号	内区第11号	第三種区画漁業	長尾池	高松市高松町697-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第12号	内区第12号	第三種区画漁業	久米池	高松市十川東町301	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第13号	内区第13号	第三種区画漁業	平田池	高松市十川東町1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第14号	内区第14号	第三種区画漁業	外山池	高松市十川東町1759	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第15号	内区第15号	第三種区画漁業	香地池	高松市十川東町2028	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第16号	内区第16号	第三種区画漁業	新池	高松市十川東町788	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第17号	内区第17号	第三種区画漁業	鱒池	高松市十川西町1165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第18号	内区第18号	第三種区画漁業	省池	高松市三谷町松池尻2753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第19号	内区第19号	第三種区画漁業	松池	高松市三谷町松池尻2753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第20号	内区第20号	第三種区画漁業	住蓮寺池	高松市多肥町2285-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第21号	内区第21号	第三種区画漁業	平池	高松市仏生山町字山ノ内甲3206番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第22号	内区第22号	第三種区画漁業	摺り鉢池	高松市仏生山町3131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第23号	内区第23号	第三種区画漁業	小森谷池	高松市林町下地825	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第24号	内区第24号	第三種区画漁業	下池	高松市林町下地825	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第25号	内区第25号	第三種区画漁業	最池	高松市木町平塚188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第26号	内区第26号	第三種区画漁業	大池	高松市木町平塚188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第27号	内区第27号	第三種区画漁業	北家池	綾歌郡大寺町字藤王西321外	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第28号	内区第28号	第三種区画漁業	菟池	綾歌郡綾川町清宮字菟池原699	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第29号	内区第29号	第三種区画漁業	四ツ池	綾歌郡綾川町清宮字直原南640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第30号	内区第30号	第三種区画漁業	大池	綾歌郡綾川町清宮字湖林640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第31号	内区第31号	第三種区画漁業	鎌田池	坂出市小山町353	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第32号	内区第32号	第三種区画漁業	ハス池	坂出市川津町5808	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第33号	内区第46号	第二種区画漁業	水稲池	丸亀市綾歌町栗東東2131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第34号	内区第47号	第二種区画漁業	為久池	丸亀市綾歌町岡田東小津開1626	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第35号	内区第48号	第二種区画漁業	小津緑池	丸亀市綾歌町岡田東小津津2294	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第36号	内区第49号	第二種区画漁業	打越上池	丸亀市綾歌町岡田西打越711	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第37号	内区第50号	第二種区画漁業	打越下池	丸亀市綾歌町岡田西730	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第38号	内区第51号	第二種区画漁業	血池	丸亀市綾歌町岡田上重木1569	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第39号	内区第52号	第二種区画漁業	今瀧池	丸亀市綾歌町岡田上今瀧	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第40号	内区第53号	第二種区画漁業	源田池	丸亀市綾歌町岡田西森後605	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第41号	内区第54号	第二種区画漁業	成願寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第42号	内区第55号	第二種区画漁業	新池	丸亀市綾歌町岡田西新田127	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第43号	内区第56号	第二種区画漁業	北原池	丸亀市綾歌町岡田西新田115	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第44号	内区第57号	第二種区画漁業	仁池	丸亀市新山町上法軍寺2654-14地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第45号	内区第58号	第二種区画漁業	大窪池	丸亀市新山町東小川300	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第46号	内区第59号	第二種区画漁業	浦池	丸亀市新山町東小川1215	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第47号	内区第60号	第二種区画漁業	下池	丸亀市綾野町東分2188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第48号	内区第61号	第二種区画漁業	柳池	丸亀市綾野町東分2209	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第49号	内区第62号	第二種区画漁業	長木池	丸亀市中府町1-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第50号	内区第63号	第二種区画漁業	鱈池	丸亀市山北町276	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第51号	内区第64号	第二種区画漁業	山北新池	丸亀市山北町1186	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第52号	内区第65号	第二種区画漁業	馬池	丸亀市庄原町1186	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第53号	内区第66号	第二種区画漁業	田村池	丸亀市田村町107	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第54号	内区第67号	第二種区画漁業	太井池	丸亀市田村町43	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第55号	内区第68号	第二種区画漁業	庄ノ池	丸亀市郡家町3202	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第56号	内区第69号	第二種区画漁業	小林池	丸亀市郡家町3481	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第57号	内区第70号	第二種区画漁業	原池	丸亀市川西町698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第58号	内区第71号	第二種区画漁業	道池	丸亀市川西町北ノ口2267	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第59号	内区第72号	第二種区画漁業	八丈池	丸亀市川西町南608	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第60号	内区第73号	第二種区画漁業	仁池	丸亀市郡家町下所326	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第61号	内区第74号	第二種区画漁業	宝徳寺下池	丸亀市郡家町下所325	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第62号	内区第75号	第二種区画漁業	宝徳寺池	丸亀市郡家町下所324	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第63号	内区第76号	第二種区画漁業	新池	丸亀市三条町上村494	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第64号	内区第77号	第二種区画漁業	大池	丸亀市郡家町2173	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第65号	内区第78号	第二種区画漁業	安野池	丸亀市郡家町2165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第66号	内区第79号	第二種区画漁業	宮池	丸亀市郡家町2211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第67号	内区第80号	第二種区画漁業	新池	丸亀市三多町1035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第68号	内区第81号	第二種区画漁業	上池	仲多度郡多度津町大字道福寺字中又271	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第69号	内区第82号	第二種区画漁業	永池	仲多度郡多度津町大字道福寺字中又271	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第70号	内区第83号	第二種区画漁業	干代池	仲多度郡多度津町大字道福寺字中又271	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第71号	内区第84号	第二種区画漁業	中池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第72号	内区第85号	第二種区画漁業	上池(小塚池)	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第73号	内区第86号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第74号	内区第87号	第二種区画漁業	豊池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第75号	内区第88号	第二種区画漁業	宮池	仲多度郡多度津町大字三井字宮田488	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第76号	内区第89号	第二種区画漁業	宮池	仲多度郡多度津町大字青木字長徳51	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第77号	内区第90号	第二種区画漁業	宮池	仲多度郡多度津町大字山階字血池1963	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第78号	内区第91号	第二種区画漁業	宮池	普通寺市宇北町1369	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第79号	内区第92号	第二種区画漁業	宮池	普通寺市木徳町122	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第80号	内区第93号	第二種区画漁業	村上池	普通寺市木徳町573	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第81号	内区第94号	第二種区画漁業	村ヶ池	普通寺市市金町399	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第82号	内区第95号	第二種区画漁業	地蔵池	普通寺市生野町1819	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第83号	内区第96号	第二種区画漁業	曹池	普通寺市大森町2672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第84号	内区第97号	第二種区画漁業	曹池	普通寺市生野町2725	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第85号	内区第98号	第二種区画漁業	曹池	仲多度郡まんのう町所原	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第86号	内区第99号	第二種区画漁業	高瀬池	仲多度郡まんのう町神野170	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権

内水画漁場計画(区画漁業権)の素案一覽

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第87号	内区第113号	第二種区画漁業	羽田池	仲多度郡まんのう町羽田2386	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第88号	内区第114号	第二種区画漁業	井貫池	仲多度郡まんのう町佐々木1056地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第89号	内区第115号	第二種区画漁業	加敷池	三豊市三野町大身坂弁下甲4211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第90号	内区第116号	第二種区画漁業	念仏田池	三豊市三野町大見田弁上甲512	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第91号	内区第118号	第二種区画漁業	瀬田池	三豊市三野町吉津大原乙1298-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第92号	内区第119号	第二種区画漁業	郡池	三豊市三野町吉津山越甲1716	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第93号	内区第121号	第二種区画漁業	又ヶ谷池	三豊市三野町吉津北原乙800	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第94号	内区第122号	第二種区画漁業	津池	三豊市三野町吉津大原乙1175	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第95号	内区第123号	第二種区画漁業	興池	三豊市三野町吉津大原乙1369-46	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第96号	---	第二種区画漁業	峠池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第97号	---	第二種区画漁業	大石池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第98号	---	第二種区画漁業	原池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第99号	内区第125号	第二種区画漁業	吉池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第100号	内区第126号	第二種区画漁業	津池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第101号	内区第129号	第二種区画漁業	田井新池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第102号	内区第130号	第二種区画漁業	西池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第103号	内区第131号	第二種区画漁業	松葉崎池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第104号	内区第132号	第二種区画漁業	国市池	三豊市高瀬町下勝間道音寺1698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第105号	内区第133号	第二種区画漁業	中池	三豊市高瀬町下勝間道音寺1862	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第106号	内区第134号	第二種区画漁業	宮池	三豊市高瀬町比地中宮/谷408	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第107号	内区第135号	第二種区画漁業	満水池	三豊市高瀬町比地落石7各302-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第108号	内区第136号	第二種区画漁業	丸山池	三豊市高瀬町比地落石1787-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第109号	内区第137号	第二種区画漁業	降水池	三豊市高瀬町比地新法2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第110号	内区第138号	第二種区画漁業	水取池	三豊市高瀬町比地新法2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第111号	内区第139号	第二種区画漁業	唐頭池	三豊市高瀬町比地新法2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第112号	内区第140号	第二種区画漁業	大坊池	三豊市高瀬町比地新法2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第113号	---	第二種区画漁業	九頭神池	三豊市高瀬町新名小原1920-132	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第114号	内区第141号	第二種区画漁業	大津池	三豊市高瀬町下勝間道音寺1862	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第115号	内区第142号	第二種区画漁業	玉池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第116号	内区第143号	第二種区画漁業	釘真池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第117号	内区第144号	第二種区画漁業	新池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第118号	内区第145号	第二種区画漁業	龍王池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第119号	内区第146号	第二種区画漁業	鷹の子池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第120号	内区第147号	第二種区画漁業	昔人池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第121号	内区第151号	第二種区画漁業	神田池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第122号	内区第152号	第二種区画漁業	中の池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第123号	内区第154号	第二種区画漁業	鼻新池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第124号	内区第155号	第二種区画漁業	南池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第125号	内区第158号	第二種区画漁業	蓮池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第126号	内区第159号	第二種区画漁業	宮池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第127号	内区第160号	第二種区画漁業	勝田池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第128号	内区第161号	第二種区画漁業	園吉池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第129号	内区第162号	第二種区画漁業	宮池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第130号	内区第169号	第二種区画漁業	緑池	三豊市高瀬町中野宮687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第131号	内区第163号	第二種区画漁業	土井之池	稲吉寺市梓田町字池崎1609	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第132号	内区第166号	第二種区画漁業	塩井池	稲吉寺市粟井町字母神1000	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第133号	内区第167号	第二種区画漁業	双子池	稲吉寺市木之郷町54-6	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第134号	内区第168号	第二種区画漁業	袂池	稲吉寺市大野原町大野原字林下7601	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権

付記
条件

計画番号内共第1号

- 1 河川の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 2 水利の妨害をしてはならない。
- 3 水利関係者、河川関係者と協議の上操業しなければならない。
- 4 水利関係者、河川管理者との合意事項はこれを厳守しなければならない。

計画番号内区第201号から202号及び内区第1号から内区第2号

- 1 ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

計画番号内区第3号から134号

- 1 ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 2 水利関係者との同意条件を厳守し、協調の上操業しなければならない。

計画番号 内区第201号 (さけ類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1 (安戸池)

イ 点の位置

基点A 供養塔

// B 水路開口部北端

// C 北護岸東端

// D 護岸・県道津田引田線交差部

// E 北護岸屈曲部

// F 県道津田引田線湾曲部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分35秒、東経134度23分48秒)

// ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度14分36秒、東経134度23分44秒)

// ハ CからD見通し線上イからDへ160メートルのところ

(北緯34度14分30秒、東経134度23分45秒)

// ニ EからF見通し線上ロからFへ160メートルのところ

(北緯34度14分32秒、東経134度23分41秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖を除く)	11月1日から翌年6月30日まで

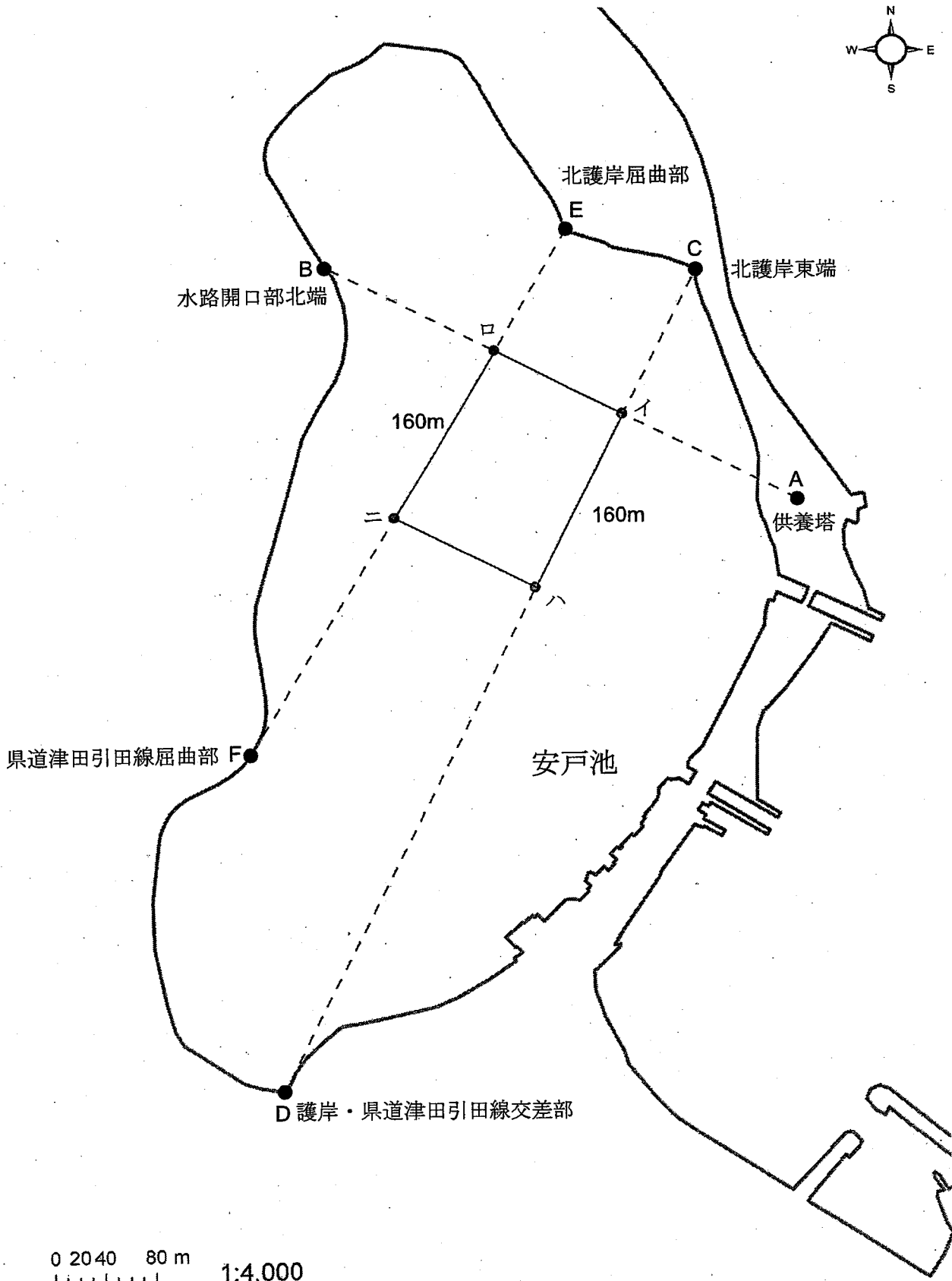
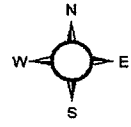
(3) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田



計画番号 内区第202号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1 (安戸池)

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分40秒、東経134度23分43秒)

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ40メートルのところ

(北緯34度14分28秒、東経134度23分40秒)

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ

(北緯34度14分41秒、東経134度23分41秒)

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ

(北緯34度14分28秒、東経134度23分38秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

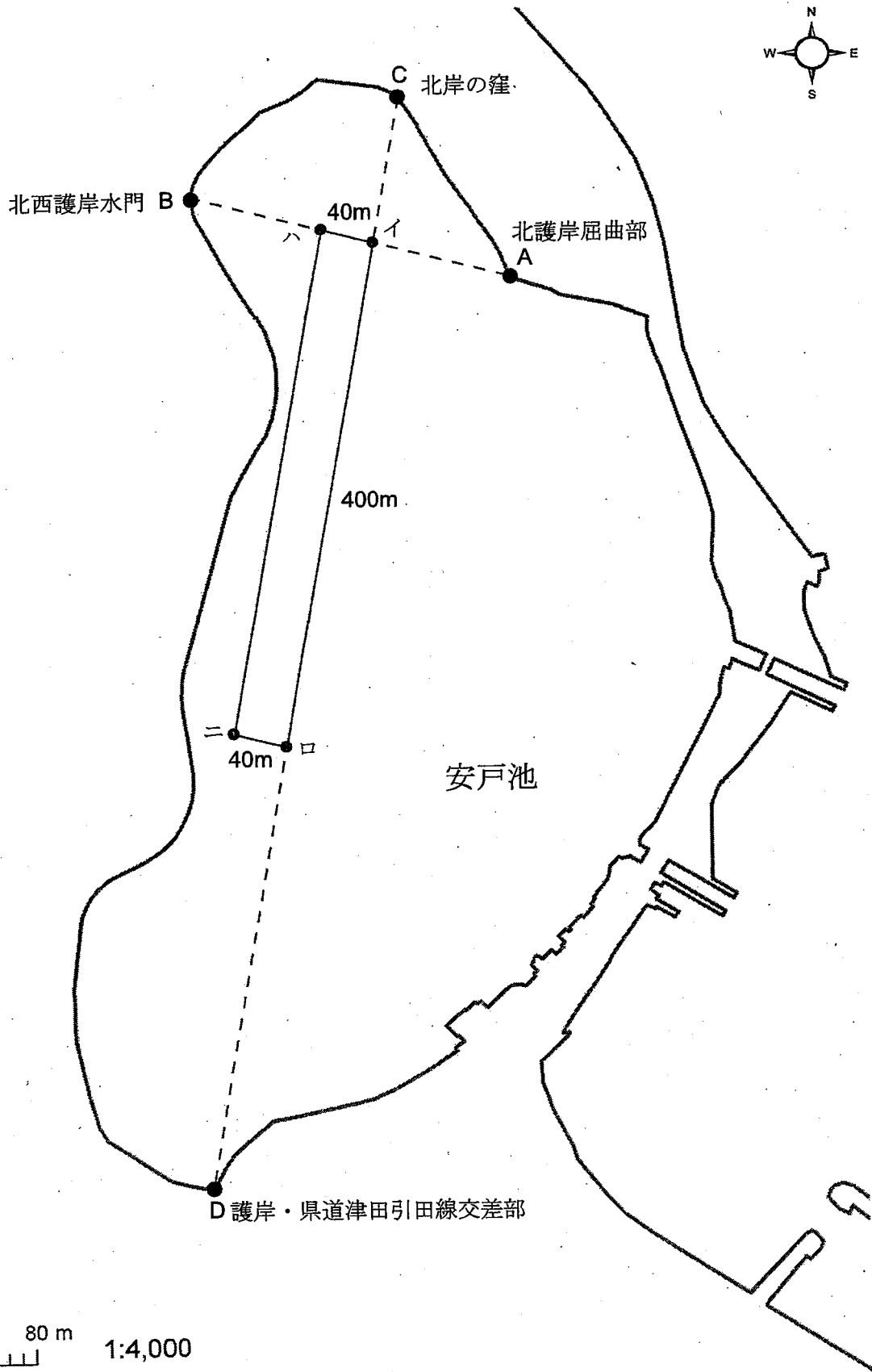
(3) 存続期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田



令和6年度内水面漁業権一斉切替えスケジュール(予定)

区 分	項 目	日 程(予 定)	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業権一斉切替えについて	6月20日	令和4年
行使実績調査	養魚実績(R3年度)の取りまとめ	～8月	
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針(案)の作成	9月～12月上旬	
内水面漁業免許方針等	淡水漁協等へのヒアリング	12月～1月上旬	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業免許方針(案)の協議	1月下旬	令和5年
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針の策定	2月上旬	
市町担当者説明	内水面漁業免許方針等に関する説明	2月～3月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画樹立申請書の受付	3月～5月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画に関するヒアリング及び現地調査	5月～6月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	6月22日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	8月9日	
関係機関調整	県土地改良課、河川砂防課	8月16日～8月29日	
利害関係人の意見聴取	意見聴取(県HP)	9月8日～10月10日	
利害関係人の意見聴取	検討結果の報告(県HP)	10月13日	
内水面漁場計画	内水面漁場計画原案の作成	10月13日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画の委員会諮問	11月6日	
公聴会・内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について意見聴取・答申	12月22日	
内水面漁場計画	内水面漁場計画の公示(県HP)	12月	
免許申請	免許申請書の提出	1月4日～2月29日	
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月4日～2月29日	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月4日～2月29日	
内水面漁場管理委員会	被免許者の諮問・答申	3月	
免許	免許日(免許公示)	4月1日	
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	行使規則認可	4月1日	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	遊漁規則認可	4月1日	
内水面漁場管理委員会	漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の諮問・答申	4月1日以降	

内水面における水産動植物の採捕許可方針

(令和6年4月1日から令和9年3月31日適用)

(趣旨)

第1 この方針は、内水面における水産動植物の採捕の許可に際し、香川県漁業調整規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の種類と採捕期間)

第2 採捕許可は、次表の左欄に掲げる漁具・漁法の種類とし、それぞれの採捕の期間は、右欄のとおりとする。

漁具・漁法の種類	採 捕 の 期 間
も ん ど り	3月1日から11月30日まで
は え な わ	3月1日から10月31日まで
え び す く い 網	1月1日から4月30日まで 7月1日から12月31日まで
建 干 網	6月1日から10月31日まで
瀬 張 網	1月1日から12月31日まで
地 び き 網	1月1日から12月31日まで
投 網	1月1日から12月31日まで
し ば づ け	5月1日から10月31日まで
う な ぎ か き	1月1日から12月31日まで
かえどり (動力利用)	1月1日から12月31日まで

えびすくい網とは、袋状の網を用いてえびをすくい取る漁具を使用して行う漁法をいう。(ただし、網口径30cm以下の玉網を用いて採捕する場合は除く。)

(採捕の区域)

第3 採捕の区域は、次に定める地区のうち許可を申請する者の住所地が含まれる地区内の内水面に限るものとする。

(1) 東讃地区

東かがわ市、さぬき市、木田郡、高松市(国分寺町を除く)、香川郡内の内水面

(2) 中讃地区

坂出市、綾歌郡、高松市国分寺町、仲多度郡、丸亀市、善通寺市内の内水面

(3) 西讃地区

三豊市、観音寺市内の内水面

(4) 小豆地区

小豆郡内の内水面

2 採捕の区域は、従前の許可区域を越えないものとする。ただし、第4の(2)で規定する承継により採捕区域が限定される許可については、平成3年3月31日時点の採捕区域の範囲内において前項の規定の地区内で、地元淡水漁業協同組合での調整が図られている場合は、この限りでない。

(許可対象者)

第4 許可の対象者は、県内に住所を有し、原則として次のいずれかに該当する場合で、地元調整の整った者とする。

- (1) 令和5年度において現に採捕許可を受けていた者(更新)
- (2) 現に採捕許可を受けている者が死亡または老齢化等のため、採捕できなくなった場合に、その者に代わって採捕許可を受けようとする者で、知事が適当と認める者(承継)
- (3) 投網については、第3で定める「採捕の区域」内において調整がついた者で、香川県内水面漁場管理委員会が適当と認める者(新規)

(許可の申請)

第5 許可を受けようとする者は、漁具・漁法ごとに採捕許可申請書を自分の住所地を含む地区淡水漁業協同組合を経由して提出するものとする。

- 2 地区淡水漁業協同組合長は、それぞれの管内における採捕許可申請書を取りまとめ、意見書を添えて県に提出するものとする。
- 3 具体的な申請手続きについては、別途「採捕許可方針の取り扱いについて」に定めるものとする。

(許可の条件)

第6 許可に際しては、次の条件を付ける。

- (1) 採捕にあたっては、地区漁業協同組合又は各地区漁業協同組合間の申し合わせ事項を厳守すること。
- (2) 知事が資源保護又は漁業調整上、採捕に関し必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。

(許可番号等の標示)

第7 採捕に際して、瀬張網及び建干網については、許可番号及び住所、氏名を浮子、木札等に見やすい方法で記入し、漁具に標示しておかなければならない。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に許可有効期間が含まれる採捕許可に適用する。

採捕許可方針の取り扱いについて

令和6年4月1日から適用される内水面における水産動植物の採捕許可方針第4に定める者（許可対象者）が採捕許可の申請をしようとする場合は、以下の手続によるものとする。

1 総 則

- ・採捕許可の申請は、採捕許可方針の取り扱いに規定する採捕許可申請書（様式1）を使用し、投網の新規許可を除いて、申請書の右肩に旧許可番号を記載する。
- ・採捕許可申請書には採捕計画等証明書（様式2-①、2-②）、誓約書（様式3）、地元淡水漁業協同組合長の意見書（様式4）のほか、更新、承継による申請については旧許可証を添付する。
- ・採捕許可証再交付の申請は、採捕許可証紛失届（様式8）を添付する。

2 更新

- ・採捕許可申請書（様式1）に地元淡水漁業協同組合の理事等が証明する採捕計画等証明書（様式2-①）、誓約書（様式3）を添付する。

3 承継

- ・許可を承継しようとする者で、知事が適当と認める者は次の(1)から(4)のすべてに該当し、香川県内水面漁場管理委員会において了承された者とする。
- ・採捕許可申請書（様式1）、誓約書（様式3）に次の必要書類を添付する。
 - (1) 採捕計画が適当である者
 - ・採捕計画等証明書（様式2-②）に採捕計画を記入し、地元淡水漁業協同組合の理事等の証明を受ける。
 - (2) 採捕の経験を有する者
 - ・現に他の採捕許可を有する者は、採捕計画等証明書（様式2-②）に、その許可にかかる漁具・漁法の種類及び許可番号を記入し、地元淡水漁業協同組合の理事等の証明を受ける。
 - ・採捕従事者は、採捕計画等証明書（様式2-②）に必要事項を記入し、雇主の証明を受ける。
 - ・採捕従事者としての経験は、過去3年間継続して採捕し、年間の採捕日数が30日以上とする。
 - (3) 地元漁業協同組合において調整がなされた者
 - ・調整が整ったことを証するため、従来許可を受けていた者の廃止届（様式6）、承継内容確認書（様式5）を受ける。

(4) 漁場占有漁具（もんどり、建干網、瀬張網、しばづけ）については、採捕区域の特定できる者

・建干網、瀬張網の採捕区域は、採捕許可申請書の採捕の区域欄に〇〇市、〇〇町管内の△△川等と記載する。採捕区域を特定した許可を承継する場合は、限定された河川等の数を超えないものとする。

・もんどり、しばづけの採捕区域は、採捕許可申請書の採捕の区域欄に〇〇市、〇〇町管内等と記載する。

4 新規許可

・投網による採捕許可を新規に受けようとする者は、採捕許可申請書（様式1）に採捕計画等証明書（様式2-②）及び誓約書（様式3）を添付し、地元淡水漁業協同組合に提出する。

・地元淡水漁業協同組合長は、採捕の区域内での調整が整った者について、意見書（様式4）を付して県に提出する。

・申請者については、提出された書類等に基づき、香川県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて許可する。

5 再交付

・採捕許可証の紛失、またはき損により再交付を受けようとする者は、採捕許可証再交付申請書（様式7）に、採捕許可証紛失届（様式8）を添付し、県に提出する。

6 提出書類等

(1) 採捕許可申請書（様式1）

(2) 採捕計画等証明書（様式2-①、2-②）

(3) 誓約書（様式3）

(4) 意見書（採捕許可申請一覧）（様式4）

(5) 承継内容確認書（様式5）

(6) 廃止届（様式6）

① 組合員の場合は廃止届を組合長が証明

② 組合員以外の者の場合は廃止届に当人の身分を証する書面を添付

③ 本人死亡の場合は相続者による廃止届に相続人であることを証する書面を添付

(7) 採捕許可証再交付申請書（様式7）

(8) 旧許可証

① 旧許可証を紛失した場合は採捕許可証紛失届（様式8）

内水面における水産動植物の採捕許可申請書類一覧

様式 番号	様式1	様式2-①, 2-②				様式3	様式4	様式5	様式6	様式7	様式8	—
区分	採捕許可申請書	採捕計画等証明書				誓約書	意見書	承継内容確認書	廃止届	採捕許可証再交付申請書	採捕許可証紛失届※	旧許可証
		①, ② 採捕計画	① 採捕の状況	② 採捕の経験	①, ② 理事の証明							
		○	○	—	○							
		○	—	○	○							
更新	○	○	—	○	○	○	—	—	—	(○)	○	
承継	○	○	○	○	○	○	○	○	—	(○)	○	
新規	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	
再交付	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	

※旧許可証を紛失した場合に必要

採 捕 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(年 月 日生)

下記により水産動植物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類 *いずれか1つに○をつけること。
 - ・もんどり ・はえなわ ・えびすくい網 ・建干網 ・瀬張網
 - ・地びき網 ・投 網 ・しばづけ ・うなぎかき ・かえどり

- 2 採捕の区域

- 3 採捕する水産動植物の種類 *該当するものすべてに○をつけること。
 - ・あゆ ・うなぎ ・えび ・かに ・ふな ・こい
 - ・なまず ・すっぽん ・その他 ()

- 4 採捕期間 *いずれかに○をつけること。その他の場合は期間を記載すること。
 - ・1月1日から12月31日
 - ・その他 (月 日から 月 日)
(月 日から 月 日)

- 5 漁具又は漁法の規模及び数

- 6 申請者が法人である場合は、採捕に従事する者の住所及び氏名

採捕計画等証明書

申請者 住 所

氏 名

1 採捕計画

項 目	年度	令和	年度
採捕日数		約	日 (年間)
主な採捕場所 及び採捕時期		場 所	時 期
			月～ 月
主な採捕魚種		1 2 3	

* 主な採捕場所はできるだけ具体的に記入すること

2 採捕の状況

年度	令和 5 年 度
採捕日数	日 (推定でも可)
主な採捕魚種	1 2 3

以上のおとり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

職・氏名

* 地元淡水漁業協同組合理事等が証明

採捕計画等証明書

申請者 住 所

氏 名

1 採 捕 計 画

項 目	年	令和 年度	
	採捕日数	約 日 (年間)	
主な採捕場所 及び採捕時期	場 所	時 期	
		月～ 月	
主な採捕魚種	1		
	2		
	3		

*主な採捕場所はできるだけ具体的に記入すること

2 採捕の経験

採捕の種類 (漁具・漁法の名称)	本人又は雇主 の許可番号	過去3年間の採捕(従事)日数		
		年度	年度	年度
合 計	_____			

以上のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

職・氏名

*地元淡水漁業協同組合理事等が証明

誓 約 書

年 月 日

香川県知事 池田豊人 殿

氏 名

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は、同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。

意 見 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

淡水漁業協同組合

代表理事組合長

当組合員 ほか 名の採捕許可申請を下記のとおり提出します。
 地区内における漁業調整について支障がないと認められますので、許可についてよろしく
 お願いします。

記

採捕許可申請一覧表

漁具・漁法の名称	件 数
も ん ど り	
は え な わ	
えびすくい網	
建 干 網	
瀬 張 網	
地 び き 網	
投 網	
し ば づ け	
う な ぎ か き	
か え ど り	
計	

申請者は別添採捕許可申請書のとおり

承 継 内 容 確 認 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

淡水漁業協同組合

代表理事組合長

旧名義人から新名義人に承継する については、令和 年 月 日開催の
組合理事会において、採捕区域を下記のとおり変更することについて、漁場の調整が図ら
れていることを確認しました。

記

旧名義人 氏 名

新名義人 住 所

氏 名

採捕許可の種類（許可番号）

（第 号）

旧採捕区域

新採捕区域

廃 止 届

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

相続人氏名

(本人が死亡している場合に記入のこと)

下記の採捕を廃止しましたので、許可証を添えてお届けします。

記

- 1 採捕の種類 (漁具・漁法の種類)
- 2 許可番号
- 3 廃止の理由

以上のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

淡水漁業協同組合

代表理事組合長

(添付書類)

- 1 許可証
- (2 組合長が証明できない場合は、組合長の証明に代えて届出者の身分を証する書面)
- (3 本人が死亡している場合は、相続人であることを証する書面)

内水面採捕許可証再交付申請書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

下記により採捕許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

1 採捕の種類（漁具・漁法の名称）

2 許可番号

第 号

3 許可年月日

年 月 日

4 再交付を受ける理由

採捕許可証紛失届

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(本人が死亡している場合には、相続人名を記入のこと)

下記の採捕許可証を紛失しましたのでお届けします。

記

- 1 採捕の種類 (漁具・漁法の名称)
- 2 許可番号
- 3 許可年月日

内水面漁場計画(共同漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場		漁業時期	存続期間	R1~R4増殖実績 報告書提出状況	備考
			位置	区域				
内共第1号	内共第1号	第五種共同漁業	財田川(三豊市 財田町・山本町・ 豊中町、 観音寺市内)	三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺 市観音寺町、三架橋上流端までの財田川本流	1月1日から12月31日まで	R6.4.1~R16.3.31	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団 体漁業権の別	R1~R4養魚実績 報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第201号	内区第201号	第一種区画漁業	安戸池(別紙1)	東かがわ市引田4373-1	11月1日から翌年6月30日まで	R6.4.1~R11.3.31	団体漁業権	○	関係地区は別紙1のとおり
内区第202号	—	第一種区画漁業	安戸池(別紙2)	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R7.3.31	団体漁業権	—	新規 関係地区は別紙2のとおり
内区第1号	内区第1号	第二種区画漁業	大池	東かがわ市引田3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第2号	内区第2号	第二種区画漁業	安戸池	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第3号	内区第4号	第二種区画漁業	八幡池	さぬき市長尾町名1672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第4号	内区第8号	第二種区画漁業	堀切池	木田郡三木町氷上4369-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第5号	内区第9号	第二種区画漁業	藤池	木田郡三木町氷上2607	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第6号	内区第10号	第二種区画漁業	西谷池	木田郡三木町田中2633	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第7号	内区第11号	第二種区画漁業	蓮池	木田郡三木町田中1560	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第8号	内区第12号	第二種区画漁業	男井間池	木田郡三木町池戸1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第9号	内区第13号	第二種区画漁業	牛田池	高松市牟礼町原上井手西1249番1, 同番2, 同番3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第10号	内区第14号	第二種区画漁業	羽間下池	高松市牟礼町大町字荒谷1705番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第11号	内区第17号	第二種区画漁業	長尾池	高松市高松町697-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第12号	内区第18号	第二種区画漁業	久米池	高松市新田町甲2139	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第13号	内区第19号	第二種区画漁業	平田池	高松市十川東町301	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第14号	内区第20号	第二種区画漁業	外山池	高松市十川東町1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第15号	内区第21号	第二種区画漁業	香地池	高松市十川東町1759	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第16号	内区第22号	第二種区画漁業	新池	高松市十川東町2028	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第17号	内区第23号	第二種区画漁業	鷺池	高松市十川東町788	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第18号	内区第24号	第二種区画漁業	雀池	高松市十川西町1165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第19号	内区第26号	第二種区画漁業	松池	高松市三谷町松池尻2753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第20号	内区第27号	第二種区画漁業	住蓮寺池	高松市多肥上町2285-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第21号	内区第28号	第二種区画漁業	平池	高松市仏生山町字山ノ内甲3206番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第22号	内区第29号	第二種区画漁業	摺り鉢池	高松市仏生山町3131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第23号	内区第30号	第二種区画漁業	小森谷池	高松市仏生山町3129	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第24号	内区第31号	第二種区画漁業	下池	高松市林町下地825	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第25号	内区第32号	第二種区画漁業	長池	高松市林町長池1753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第26号	内区第33号	第二種区画漁業	大池	高松市木太町平塚188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第27号	内区第40号	第二種区画漁業	北条池	綾歌郡大字陶字猿王西321外	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第28号	内区第41号	第二種区画漁業	菰池	綾歌郡綾川町滝宮字菰池原699	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第29号	内区第42号	第二種区画漁業	四ツ池	綾歌郡綾川町滝宮字萱原南640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第30号	内区第43号	第二種区画漁業	大池	綾歌郡綾川町滝宮字御林640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第31号	内区第44号	第二種区画漁業	鎌田池	坂出市小山町353	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第32号	内区第45号	第二種区画漁業	ハス池	坂出市川津町5808	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別	R1~R4養魚実績報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第33号	内区第46号	第二種区画漁業	水橋池	丸亀市綾歌町栗熊東2131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第34号	内区第47号	第二種区画漁業	為久池	丸亀市綾歌町岡田東上新開1626	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第35号	内区第48号	第二種区画漁業	小津森池	丸亀市綾歌町岡田東小津守2294	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第36号	内区第49号	第二種区画漁業	打越上池	丸亀市綾歌町岡田西打越711	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第37号	内区第50号	第二種区画漁業	打越下池	丸亀市綾歌町岡田西730	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第38号	内区第51号	第二種区画漁業	皿池	丸亀市綾歌町岡田上重永1569	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第39号	内区第52号	第二種区画漁業	今滝池	丸亀市綾歌町岡田上今滝	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第40号	内区第53号	第二種区画漁業	源田池	丸亀市綾歌町岡田西森俊605	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第41号	内区第54号	第二種区画漁業	成願寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第42号	内区第55号	第二種区画漁業	新池	丸亀市綾歌町岡田西新田127	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第43号	内区第56号	第二種区画漁業	北原池	丸亀市綾歌町岡田西新田115	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第44号	内区第57号	第二種区画漁業	仁池	丸亀市飯山町上法軍寺2654-1地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第45号	内区第58号	第二種区画漁業	大窪池	丸亀市飯山町上法軍寺2032-2地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第46号	内区第59号	第二種区画漁業	浦池	丸亀市飯山町東小川300	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第47号	内区第60号	第二種区画漁業	下池	丸亀市飯山町東小川215	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第48号	内区第61号	第二種区画漁業	柳池	丸亀市飯野町東分2188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第49号	内区第62号	第二種区画漁業	長太夫池	丸亀市飯野町東分2209	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第50号	内区第66号	第二種区画漁業	蓮池	丸亀市中府町1-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第51号	内区第67号	第二種区画漁業	山北新池	丸亀市山北町276	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第52号	内区第69号	第二種区画漁業	馬池	丸亀市柞原町1186	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第53号	内区第70号	第二種区画漁業	田村池	丸亀市田村町107	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第54号	内区第71号	第二種区画漁業	太井池	丸亀市田村町43	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第55号	内区第72号	第二種区画漁業	庄ノ池	丸亀市郡家町3202	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第56号	内区第73号	第二種区画漁業	小林池	丸亀市郡家町3481	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第57号	内区第74号	第二種区画漁業	原池	丸亀市川西町698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第58号	内区第75号	第二種区画漁業	道池	丸亀市川西町北一ノ口2267	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第59号	内区第78号	第二種区画漁業	八丈池	丸亀市川西町南608	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第60号	内区第79号	第二種区画漁業	仁池	丸亀市郡家町下所326	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第61号	内区第80号	第二種区画漁業	宝幢寺下池	丸亀市郡家町下所325	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第62号	内区第81号	第二種区画漁業	宝幢寺池	丸亀市郡家町下所324	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第63号	内区第82号	第二種区画漁業	籠池	丸亀市三条町上村494	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第64号	内区第83号	第二種区画漁業	大池	丸亀市郡家町2173	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第65号	内区第84号	第二種区画漁業	矢野池	丸亀市郡家町2165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第66号	内区第85号	第二種区画漁業	宮池	丸亀市郡家町2211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第67号	内区第86号	第二種区画漁業	新池	丸亀市三条町1035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第68号	内区第90号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字道福寺字中又271	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第69号	内区第91号	第二種区画漁業	上池	仲多度郡多度津町大字道福寺字大関3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第70号	内区第92号	第二種区画漁業	永池	仲多度郡多度津町大字葛原字横田664	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第71号	内区第95号	第二種区画漁業	千代池	仲多度郡多度津町大字葛原字平田1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第72号	内区第96号	第二種区画漁業	中池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1989	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第73号	内区第97号	第二種区画漁業	上池(小塚池)	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚2065	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第74号	内区第98号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第75号	内区第99号	第二種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字三井字堂面488	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第76号	内区第100号	第二種区画漁業	要池	仲多度郡多度津町大字青木字長僧51	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第77号	内区第101号	第二種区画漁業	宮後池	仲多度郡多度津町大字山階字皿池1963	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第78号	内区第104号	第二種区画漁業	買田池	善通寺市与北町1369	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第79号	内区第105号	第二種区画漁業	中池	善通寺市木徳町122	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第80号	内区第106号	第二種区画漁業	宮池	善通寺市木徳町573	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第81号	内区第107号	第二種区画漁業	村上池	善通寺市金蔵寺町399	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第82号	内区第108号	第二種区画漁業	熊ヶ池	善通寺市生野町1819	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第83号	内区第109号	第二種区画漁業	地藏池	善通寺市大麻町2672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第84号	内区第110号	第二種区画漁業	菅池	善通寺市生野町2725	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	R1	R2~R4は工事のため休業
内区第85号	内区第111号	第二種区画漁業	亀越池	仲多度郡まんのう町炭所東	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第86号	内区第112号	第二種区画漁業	満濃池	仲多度郡まんのう町神野170	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別	R1~R4養魚実績報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第87号	内区第113号	第二種区画漁業	羽間池	仲多度郡まんのう町羽間2386	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第88号	内区第114号	第二種区画漁業	井倉池	仲多度郡まんのう町佐文1056地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	R1	R2~R4は工事のため休業
内区第89号	内区第115号	第二種区画漁業	加敷池	三豊市三野町大見坂免下甲4211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第90号	内区第116号	第二種区画漁業	念仏田池	三豊市三野町大見出井上甲512	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第91号	内区第118号	第二種区画漁業	瀬入池	三豊市三野町吉津大原乙1298-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第92号	内区第119号	第二種区画漁業	郡池	三豊市三野町吉津山越甲1715	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第93号	内区第121号	第二種区画漁業	又ヶ谷池	三豊市三野町吉津北村乙890	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第94号	内区第122号	第二種区画漁業	薄池	三豊市三野町吉津大原乙1175	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第95号	内区第123号	第二種区画漁業	奥池	三豊市三野町吉津大原乙1369-46	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第96号	—	第二種区画漁業	峠池	三豊市三野町大見甲6256番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	—	新規
内区第97号	—	第二種区画漁業	大石池	三豊市三野町大見甲2958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	—	新規
内区第98号	内区第125号	第二種区画漁業	原池	三豊市仁尾町仁尾字詫間越戊840-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第99号	内区第126号	第二種区画漁業	吉池	三豊市仁尾町仁尾丙1205番地	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第100号	内区第127号	第二種区画漁業	湊池	三豊市仁尾町仁尾字北草木丙176-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第101号	内区第129号	第二種区画漁業	田井新池	三豊市高瀬町上高瀬向原2133	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第102号	内区第130号	第二種区画漁業	西池	三豊市高瀬町下勝間道音寺1698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第103号	内区第131号	第二種区画漁業	松葉崎池	三豊市高瀬町下勝間六ツ松1396-1外1筆	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第104号	内区第132号	第二種区画漁業	国市池	三豊市高瀬町下勝間道音字1862	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第105号	内区第133号	第二種区画漁業	中池	三豊市高瀬町比地中宮/谷408	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第106号	内区第134号	第二種区画漁業	宮池	三豊市高瀬町比地宮/谷302-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第107号	内区第135号	第二種区画漁業	満水池	三豊市高瀬町比地落池1787-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第108号	内区第136号	第二種区画漁業	丸山池	三豊市高瀬町比地法新2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第109号	内区第137号	第二種区画漁業	陽水池	三豊市高瀬町比地龍草2393	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第110号	内区第138号	第二種区画漁業	水政池	三豊市高瀬町比地額918-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第111号	内区第139号	第二種区画漁業	唐頭池	三豊市高瀬町比地唐頭683-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第112号	内区第140号	第二種区画漁業	大坊池	三豊市高瀬町新名小原1920-132	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第113号	—	第二種区画漁業	九頭神池	三豊市高瀬町下麻1750番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	—	新規
内区第114号	内区第141号	第二種区画漁業	大津池	三豊市豊中町笠田笠岡宮脇687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第115号	内区第142号	第二種区画漁業	玉池	三豊市豊中町笠田笠岡野津午9071-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第116号	内区第143号	第二種区画漁業	釘貫池	三豊市豊中町笠田笠岡野田1756	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第117号	内区第144号	第二種区画漁業	新池	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1161	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第118号	内区第145号	第二種区画漁業	龍王池	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1185	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第119号	内区第146号	第二種区画漁業	魔の子池	三豊市豊中町笠田笠岡五右衛門1786-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第120号	内区第147号	第二種区画漁業	普入池	三豊市豊中町上高野普入3179	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第121号	内区第151号	第二種区画漁業	神田池	三豊市豊中町下高野山崎67	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第122号	内区第152号	第二種区画漁業	中の池	三豊市豊中町下高野札場469	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第123号	内区第154号	第二種区画漁業	裏新池	三豊市豊中町下高野双石2468-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第124号	内区第155号	第二種区画漁業	南池	三豊市豊中町下高野高津2743	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第125号	内区第158号	第二種区画漁業	蓮池	三豊市豊中町比地大平池2342	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第126号	内区第159号	第二種区画漁業	宮池	三豊市豊中町比地大神/木3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第127号	内区第160号	第二種区画漁業	勝田池	三豊市豊中町比地大郷戸360	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第128号	内区第161号	第二種区画漁業	国吉池	三豊市山本町辻中西2799	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第129号	内区第162号	第二種区画漁業	宮池	三豊市山本町辻池/向2488-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第130号	内区第169号	第二種区画漁業	緑池	三豊市詫間町詫間1038	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権	○	

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別	R1～R4養魚実績報告書提出状況	備考
			区域(池名)	位置					
内区第131号	内区第163号	第二種区画漁業	土井之池	観音寺市柞田町字池崎1509	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第132号	内区第166号	第二種区画漁業	塩井池	観音寺市粟井町字母神1000	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第133号	内区第167号	第二種区画漁業	双子池	観音寺市木之郷町54-6	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	
内区第134号	内区第168号	第二種区画漁業	袂池	観音寺市大野原町大野原字袂下7501	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権	○	

付記
条件

計画番号内共第1号

- ア 河川の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 水利の妨害をしてはならない。
- ウ 水利関係者、河川関係者と協議の上操業しなければならない。
- エ 水利関係者、河川管理者との合意事項はこれを厳守しなければならない。

計画番号内区第201号から202号及び内区第1号から内区第2号

- ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

計画番号内区第3号から内区第134号

- ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 水利関係者との同意条項を厳守し、協調の上操業しなければならない。

坂出市香風園で発生したコイヘルペスウイルス病（KHV病）について
漁業振興・流通グループ

1 発生の状況

1) 経緯

- 9月27日 香風園（坂出市本町）内の池に7～10cmのニシキゴイ120尾、50cm程度のニシキゴイを15尾放流。
- 10月24日 追加で50cm程度のニシキゴイ15尾を放流。
- 11月7日～9日 ニシキゴイ計7尾がへい死。→県水産課に連絡あり。
- 11月10日 県水産試験場でコイヘルペスウイルス病の一次検査を実施したところ、陽性を確認。国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 養殖部門病理部（三重県）に二次検査（確定診断）を依頼。
- 11月14日 水産技術研究所 養殖部門病理部で陽性が確認された。

2) へい死魚及び処分

- ・ 園内にいた約200尾のコイは、処分日（11月21日）までにへい死が継続していたが、少数であった（1尾/日程度）。
- ・ へい死魚は公園職員が毎日回収し、ビニール袋で密封して保管し、市の施設で焼却処分を実施した。

3) へい死の範囲、水系の確認

- ・ 香風園は、園内の井戸水を水源としており、園内に流入する河川はない。
- ・ 園からの排水は、全て坂出市の^{ごんきち}権吉川雨水幹線に流入し、直ちに海へ流れ出ることを確認したことから公共用水面（周辺水系）に影響しないと判断。
- ・ 11月14日以降、権吉川および東部雨水ポンプ場用水に生息するコイを確認したが、コイの生息は確認できなかった（県、坂出市）。

4) 公表、報告

- ・ 一次検査結果について、11月10日に国（農林水産省 消費・安全局、水産庁 栽培養殖課）に報告。二次検査結果について、11月14日に国に報告するとともに、KHV病の発生を県と坂出市が同時に公表した。

2 まん延防止のための措置

1) まん延防止措置命令

- ・ まん延防止のため、香川県知事から香風園を管理する坂出市に対し、11月14日付けで持続的養殖生産確保法第8条の規定に基づくまん延防止措置命令を発出した。
- ・ 11月21日水産課立ち合いのもと、坂出市が園内池のコイを取り上げ、殺処分。11月24日に焼却処分が完了。まん延防止措置が終了した。

措置命令の内容

- ▶ 生きているコイは、香風園外への移動を行わない。
- ▶ 香風園内の池のすべてのコイを回収し、焼却又は埋却する。
(監視を継続し、衰弱魚や死亡魚が確認された場合は回収する。)
- ▶ KHV病原体が付着、又はその恐れのある器具はエタノール、逆性石鹼等で消毒する。

2) 感染経路の調査

- ・ 何らかの方法で原因ウイルスが持ち込まれたものと推測される。
- ・ 搬入したコイの入手先等について関係者から聞き取り調査を実施する。

3) まん延防止の意識啓発

- ・ 県内の関係する淡水漁協に対し、11月10日の一次検査陽性確認時、14日の確定診断後にKHV病発生の周知と注意喚起を行った。
- ・ 県民に対しては11月14日の報道発表(県、坂出市)とともにホームページ等を通じて啓発した。

3 その他(これまでのKHV病の発生状況)

- ・ 平成15年10月に茨城県霞ヶ浦で本病の発生が国内で初めて確認され、現在までに47全都道府県で本病が発生している。
- ・ 本県では平成17年6月にさぬき市のため池で初めて発生が確認されて以降、平成18、21、25、30年に発生している。

○県内の発生件数

発生年	件数	場所
平成17年	2	さぬき市
平成18年	1	さぬき市
平成21年	1	高松市
平成25年	1	高松市
平成30年	1	高松市

●全国の近年の発生件数

発生年	件数	都道府県数
平成30年	42	18
令和元年	27	13
令和2年	15	9
令和3年	2	2
令和4年	13	6
令和5年 (10/6現在)	13	5

関係写真

